

(保険者に対する通知等)

第九条 審査官は、審査請求がされたときは、第六条又は第七条第二項本文の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金、機構、財務大臣（その委任を受けた者を含む。）又は健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う厚生労働大臣を含む。以下同じ。）及びその他利害関係人に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査官に対し、事件につき意見述べることができる。
(審査請求の手続の計画的進行)

第九条の二 審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない。

(口頭による意見の陳述)
第九条の三 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人の申立てがあつたときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」といいう。）に口頭で意見述べる機会を与えないべきではない。ただし、当該申立人の所在その他事情により当該意見述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、審査官は、申立人の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした保険者に対し、質問を發することができる。

4 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした保険者に対する陳述が事件に關係のない事項にわたる場合その他でない場合には、これを制限することができる。

(原処分の執行の停止等)
第十一条 審査請求は、原処分の執行を停止しない。但し、審査官は、原処分の執行により生ずる

ることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる。

2 審査官は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。
3 第一項の執行の停止は、審査請求があつた日から二月以内に審査請求についての決定がない場合において、審査請求人が、審査請求を棄却する決定があつたものみなして再審査請求をしたときは、その効力を失う。
4 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、且つ、理由を附し、原処分をした保険者に通知することによって行う。

5 審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人に通知しなければならない。
(手続の併合又は分離)

第十条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求の手続を分離することができる。

第十条の三 審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

2 原処分をした保険者は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(審理のための処分)

第十二条 審査官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人若しくは第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

二 文書その他の物件の所有者、持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

5 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を嘱託することができる。

6 審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、特定審査請求手続の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に通知するものとする。

7 審査官は、前項の規定による意見の聴取を行つたときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。前項の規定により嘱託を受けた審査官も、同様とする。

8 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

9 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が、正當な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せぬ、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

10 審査官は、第一項の規定による処分は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。
(特定審査請求手続の計画的遂行)

11 審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第九条の三、第十条の三並びに前条第一項及び第四項に定める審査請求の手続（以下この条において「特定審査請求手続」という。）を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

12 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人による、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

人が遠隔の地に居住している場合その他相当認められる場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

13 審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遲滞なく、特定審査請求手続の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に通知するものとする。
14 審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。前項の規定により嘱託を受けた審査官も、同様とする。

15 審査官は、前項の規定による意見の聴取を行つたときは、あらかじめ、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

16 審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

17 審査官は、前項の規定による意見の聴取を行つたときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

18 審査官は、前項の規定による意見の聴取を行つたときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

19 審査官は、前項の規定による意見の聴取を行つたときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

20 審査官は、前項の規定による意見の聴取を行つたときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

21 審査官は、前項の規定による意見の聴取を行つたときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

22 審査官は、前項の規定による意見の聴取を行つたときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

り、前項の手数料を減額し、又は免除すること
ができる。

(手続の受継)

第十二条 審査請求人が、審査請求の決定前に死
亡したときは、承継人が、審査請求の手続を受
け継ぐものとする。

(審査請求の取下げ)

第十二条の二 審査請求人は、決定があるまで
は、いつでも審査請求を取り下げることができる。
2 審査請求の取下げは、文書でしなければなら
ない。

(本案の決定)

第十三条 審査官は、審理を終えたときは、遅滞
なく、審査請求の全部又は一部を容認し、又は
棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)

第十四条 審査官は、次に掲げる事項を記載し、決
定をした審査官が記名押印した決定書によりし
なければならぬ。

一 主文
二 事案の概要
**三 審査請求人及び第九条第一項の規定により
通知を受けた保険者その他の利害関係人の主
張の要旨**
四 理由

第五条 決定は、社会保険審査会に対しても再審査
請求をすることができる旨及び再審査請求期間
を記載しなければならない。
(決定の効力発生)

第十五条 決定は、審査請求人に送達された時
に、その効力を生ずる。

**2 決定の送達は、決定書の謄本を送付すること
によつて行なう。ただし、送達を受けるべき者
の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を
送付することができないときは、公示の方法に
よつてすることができる。**

**3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の
謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき
者に交付する旨を当該審査官が職務を行なう場
所の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その
他の公報に少なくとも一回掲載してするものと
する。この場合においては、その掲示を始めた
日の翌日から起算して二週間を経過した時に決
定書の謄本の送付があつたものとみなす。**

**4 審査官は、決定書の謄本を第九条第一項の規
定により通知を受けた保険者その他の利害関係
人に送付しなければならない。**

(決定の拘束力)

第十六条 決定は、第九条第一項の規定により通
知を受けた保険者その他の利害関係人を拘束す
る。

(文書その他の物件の返還)

第十六条の二 審査官は、決定をしたときは、す
みやかに、事件につき提出された文書その他の
物件をその提出人に返還しなければならない。

(決定の変更等)

第十七条 決定の変更及び更正については、民事
訴訟法(平成八年法律第二百九号)第二百五十六
条第一項(変更の判決)及び第二百五十七条第一
項(更正決定)の規定を準用する。この場合
において、これらの規定中「裁判所」とあるの
は「審査官」と、「判決」とあるのは「決定」
と、同法第二百五十六条第一項中「その言渡し
後一週間以内」とあるのは「その決定書の謄本
が審査請求人に送付された後二週間以内」と
「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読
み替えるものとする。

(審査請求の制限)

第十七条の二 この節の規定に基づく处分又はそ
の不作為については、審査請求をすることがで
きない。

(政令委任)

第十八条 この節に定めるもののほか、審査請求
の手続は、政令で定める。

第二章 社会保険審査会

第一節 設置及び組織

(設置)

第十九条 健康保険法第八十九条、船員保険法
第一百三十八条、厚生年金保険法第九十条、石炭
鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法
の規定による再審査請求並びに健康保険法第八
九十条、船員保険法第三十九条、厚生年金保
険法第九十一条第一項、石炭鉱業年金基金法第
三十三条第二項及び年金給付遅延加算金支給法
第九条(年金給付遅延加算金支給法附則第二条
第一項において準用する場合を含む。以下同
じ。)の規定による審査請求(年金給付遅延加
算金支給法第九条の規定による厚生年金保険法
附則第二十九条第一項の規定による遅退一時金
に係る保険給付遅延特別加算金に係るもの及び
国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定に
よる脱退一時金に係る給付遅延特別加算金に係
るもの)を除く。第三十二条第二項において同

じ。の事件を取り扱わせるため、厚生労働大
臣の所轄の下に、社会保険審査会(以下「審査
会」という。)を置く。

(職権の行使)

第二十条 審査会の委員長及び委員は、独立して
その職権を行う。

(組織)

第二十一条 審査会は、委員長及び委員五人をも
つて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第二十二条 委員長及び委員は、人格が高潔であ
つて、社会保険に関する学識経験を有する者の
うちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣
が任命する。

**2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を
生じた場合において、国会の開会又は衆議院の
解散のために、両議院の同意を得ることができ
ないときは、厚生労働大臣は、前項の規定にか
かわらず、人格が高潔であつて、社会保険に関
する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関
する学識経験を有する者のうちから、委員長又
は委員を任命することができます。**

**3 前項の場合においては、任命後最初の国会
で、両議院の事後の承認を得なければならない
い。この場合において、両議院の事後の承認を
得られないときは、厚生労働大臣は、その委員
長又は委員を罷免しなければならない。**

(任期)

**2 委員長及び委員の任期は、三年とす
る。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前
任者の残任期間とする。**

**3 委員長及び委員は、再任されることができ
る。**

(身分保障)

第二十三条 委員長及び委員は、次の各号のいづ
れかに該当する場合を除いては、在任中、その
意に反して罷免されることがない。

**2 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
二 禁錮以上の刑に処せられたとき。**

**3 第二十七条第一項の合議体の議事は、その合
議体を構成するすべての審査員の、同条第二項
の合議体は、四人以上の審査員の出席がなけれ
ば、会議を開き、議決をすることができない。**

**2 第二十七条第一項の合議体の議事は、その合
議体を構成する審査員の過半数をもつて決す
る。**

**3 第二十七条第二項の合議体の議事は、出席し
た審査員のうちの三人以上の者の賛成をもつて
決し、賛否それぞれ三人のときは、審査長の決
するところによる。**

(委員会議)

第二十七条の四 審査会の会務の処理(再審査
請求又は審査請求の事件の取扱いを除く。)は、
委員長及び委員の全員の会議(以下「委員会
議」という。)の議決によるものとする。

**2 委員会議は、委員長及び過半数の委員の出席
がなければ、これを開き、議決をすることがで
きない。**

(委員長)

第二十六条 委員長は、会務を総理し、審査会を
代表する。

**2 審査会は、あらかじめ委員のうちから、委員
長に故障があるときに委員長を代理する者を定
めて置かなければならない。**

(合議体)

第二十七条 審査会は、委員長及び委員のうちか
ら、審査会が指名する者三人をもつて構成する
合議体で、再審査請求又は審査請求の事件を取
り扱う。

**2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場
合においては、委員長及び委員の全員をもつて
構成する合議体で、再審査請求又は審査請求の
事件を取り扱う。**

**2 前条第一項の合議体のうち、委員長がその構
成に加わるものにあつては、委員長が審査長と
なり、その他のものにあつては、審査会の指名
する委員が審査長となる。**

**3 前条第二項の合議体にあつては、委員長が審
査長となり、委員長に故障があるときは、第二
十六条第二項の規定により委員長を代理する委
員が審査長となる。**

**2 前条第一項の合議体のうち、委員長がその構
成に加わるものにあつては、委員長が審査長と
なり、その他のものにあつては、審査会の指名
する委員が審査長となる。**

**3 前条第二項の合議体にあつては、委員長が審
査長となり、委員長に故障があるときは、第二
十六条第二項の規定により委員長を代理する委
員が審査長となる。**

**2 第二十七条第一項の合議体の議事は、その合
議体を構成するすべての審査員の、同条第二項
の合議体は、四人以上の審査員の出席がなけれ
ば、会議を開き、議決をすることができない。**

**2 第二十七条第一項の合議体の議事は、その合
議体を構成する審査員の過半数をもつて決す
る。**

**3 第二十七条第二項の合議体の議事は、出席し
た審査員のうちの三人以上の者の賛成をもつて
決し、賛否それぞれ三人のときは、審査長の決
するところによる。**

(委員会議)

第二十七条の四 審査会の会務の処理(再審査
請求又は審査請求の事件の取扱いを除く。)は、
委員長及び委員の全員の会議(以下「委員会
議」という。)の議決によるものとする。

**2 委員会議は、委員長及び過半数の委員の出席
がなければ、これを開き、議決をすることがで
きない。**

3	委員会議の議事は、出席した委員長及び委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4	審査会が第二十四条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員長及び委員のうちの本人を除く全員の一一致がなければならない。
	(給与)
第二十八条	委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。
	(特定行為の禁止)
第二十九条	委員長及び委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
1	国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。
2	厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事すること。
3	當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。
2	委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
	(利益を代表する者の指名)
第三十条	厚生労働大臣は、健康保険、船員保険及び厚生年金保険(石炭鉱業年金基金の行う事業を含む)ごとに、被保険者(石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員を含む。第三十九条第二項において同じ。)の利益を代表する者及び事業主(船員保険にあつては、船舶所有者の)の利益を代表する者各二名を、関係団体の推薦により指名するものとする。
2	厚生労働大臣は、国民年金の被保険者及び受給権者の利益を代表する者四名を指名するものとする。
	(再審査請求期間等)
第三十一条	削除
	(再審査請求及び審査請求の手続
第三十二条	健康保険法第八十九条第一項、船員保険法第八十九条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第一百一条第一項又は年金給付遅延加算金支給法第八条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二月を経過したときは、することができない。

2	健康保険法第百九十条、船員保険法第百三十一条、厚生年金保険法第九十一条第一項、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項又は年金給付遅延加算金支給法第九条の規定による審査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。
3	第四条第一項ただし書及び第三項の規定は、前二項の期間について準用する。
4	第五条の規定は、第一項に規定する再審査請求に準用する。
5	第一項の再審査請求及び第二項の審査請求においては、原処分をした保険者(健康保険法第百八十条第四項、船員保険法第百三十二条第四項及び厚生年金保険法第八十六条第五項(石炭鉱業年金基金法第二十二条第六項において準用する場合及び年金給付遅延加算金支給法第六条第一項の規定によりその例によるものとされる場合を含む)並びに国民年金法第九十六条第四項(年金給付遅延加算金支給法第六条第二項の規定によりその例によるものとされる場合を含む)の規定による請求を受けて処分をした者を含む。以下同じ。)をもつて相手方とする。
6	審査会は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。
3	執行の停止及び執行の取消は、文書により且つ、理由を附し、原処分をした保険者に通知することによって行う。
4	審査会は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、原処分をした保険者以外の当事者に通知しなければならない。
	(審理の期日及び場所)
第三十三条	審査会は、再審査請求又は審査請求がされたときは、第四十四条において読み替えられて準用する第六条又は第七条第二項本文の規定により当該再審査請求又は審査請求を却下する場合を除き、政令の定めるところにより、原処分をした保険者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者に通知しなければならない。
2	(参加)
第三十四条	審査会は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、利害関係のある第三者を当事者として再審査請求又は審査請求の手続に参加させることができる。
3	審査会は、前項の規定により第三者を手続に参加させることはできる。
4	審査会は、前項の規定により第三者を手続に参加させることはできない。
5	審査会は、前項の規定により第三者を手続に参加させることはできない。
	(意見の陳述等)
第三十五条	審査会は、当事者及びその代理人は、審理期日に出頭し、意見を述べることができる。
2	第三十条第一項の規定により指名された者は、同項に規定により指名された者に通知しなければならない。
3	第三十九条
4	第三十九条
5	第三十九条
6	第三十九条
7	第三十九条
8	第三十九条
9	第三十九条
10	第三十九条
11	第三十九条
12	第三十九条
13	第三十九条
14	第三十九条
15	第三十九条
16	第三十九条
17	第三十九条
18	第三十九条
19	第三十九条
20	第三十九条
21	第三十九条
22	第三十九条
23	第三十九条
24	第三十九条
25	第三十九条
26	第三十九条
27	第三十九条
28	第三十九条
29	第三十九条
30	第三十九条
31	第三十九条
32	第三十九条
33	第三十九条
34	第三十九条
35	第三十九条
36	第三十九条
37	第三十九条
38	第三十九条
39	第三十九条
40	第三十九条
41	第三十九条
42	第三十九条
43	第三十九条
44	第三十九条
45	第三十九条
46	第三十九条
47	第三十九条
48	第三十九条
49	第三十九条
50	第三十九条
51	第三十九条
52	第三十九条
53	第三十九条
54	第三十九条
55	第三十九条
56	第三十九条
57	第三十九条
58	第三十九条
59	第三十九条
60	第三十九条
61	第三十九条
62	第三十九条
63	第三十九条
64	第三十九条
65	第三十九条
66	第三十九条
67	第三十九条
68	第三十九条
69	第三十九条
70	第三十九条
71	第三十九条
72	第三十九条
73	第三十九条
74	第三十九条
75	第三十九条
76	第三十九条
77	第三十九条
78	第三十九条
79	第三十九条
80	第三十九条
81	第三十九条
82	第三十九条
83	第三十九条
84	第三十九条
85	第三十九条
86	第三十九条
87	第三十九条
88	第三十九条
89	第三十九条
90	第三十九条
91	第三十九条
92	第三十九条
93	第三十九条
94	第三十九条
95	第三十九条
96	第三十九条
97	第三十九条
98	第三十九条
99	第三十九条
100	第三十九条
101	第三十九条
102	第三十九条
103	第三十九条
104	第三十九条
105	第三十九条
106	第三十九条
107	第三十九条
108	第三十九条
109	第三十九条
110	第三十九条
111	第三十九条
112	第三十九条
113	第三十九条
114	第三十九条
115	第三十九条
116	第三十九条
117	第三十九条
118	第三十九条
119	第三十九条
120	第三十九条
121	第三十九条
122	第三十九条
123	第三十九条
124	第三十九条
125	第三十九条
126	第三十九条
127	第三十九条
128	第三十九条
129	第三十九条
130	第三十九条
131	第三十九条
132	第三十九条
133	第三十九条
134	第三十九条
135	第三十九条
136	第三十九条
137	第三十九条
138	第三十九条
139	第三十九条
140	第三十九条
141	第三十九条
142	第三十九条
143	第三十九条
144	第三十九条
145	第三十九条
146	第三十九条
147	第三十九条
148	第三十九条
149	第三十九条
150	第三十九条
151	第三十九条
152	第三十九条
153	第三十九条
154	第三十九条
155	第三十九条
156	第三十九条
157	第三十九条
158	第三十九条
159	第三十九条
160	第三十九条
161	第三十九条
162	第三十九条
163	第三十九条
164	第三十九条
165	第三十九条
166	第三十九条
167	第三十九条
168	第三十九条
169	第三十九条
170	第三十九条
171	第三十九条
172	第三十九条
173	第三十九条
174	第三十九条
175	第三十九条
176	第三十九条
177	第三十九条
178	第三十九条
179	第三十九条
180	第三十九条
181	第三十九条
182	第三十九条
183	第三十九条
184	第三十九条
185	第三十九条
186	第三十九条
187	第三十九条
188	第三十九条
189	第三十九条
190	第三十九条
191	第三十九条
192	第三十九条
193	第三十九条
194	第三十九条
195	第三十九条
196	第三十九条
197	第三十九条
198	第三十九条
199	第三十九条
200	第三十九条
201	第三十九条
202	第三十九条
203	第三十九条
204	第三十九条
205	第三十九条
206	第三十九条
207	第三十九条
208	第三十九条
209	第三十九条
210	第三十九条
211	第三十九条
212	第三十九条
213	第三十九条
214	第三十九条
215	第三十九条
216	第三十九条
217	第三十九条
218	第三十九条
219	第三十九条
220	第三十九条
221	第三十九条
222	第三十九条
223	第三十九条
224	第三十九条
225	第三十九条
226	第三十九条
227	第三十九条
228	第三十九条
229	第三十九条
230	第三十九条
231	第三十九条
232	第三十九条
233	第三十九条
234	第三十九条
235	第三十九条
236	第三十九条
237	第三十九条
238	第三十九条
239	第三十九条
240	第三十九条
241	第三十九条
242	第三十九条
243	第三十九条
244	第三十九条
245	第三十九条
246	第三十九条
247	第三十九条
248	第三十九条
249	第三十九条
250	第三十九条
251	第三十九条
252	第三十九条
253	第三十九条
254	第三十九条
255	第三十九条
256	第三十九条
257	第三十九条
258	第三十九条
259	第三十九条
260	第三十九条
261	第三十九条
262	第三十九条
263	第三十九条
264	第三十九条
265	第三十九条
266	第三十九条
267	第三十九条
268	第三十九条
269	第三十九条
270	第三十九条
271	第三十九条
272	第三十九条
273	第三十九条
274	第三十九条
275	第三十九条
276	第三十九条
277	第三十九条
278	第三十九条
279	第三十九条
280	第三十九条
281	第三十九条
282	第三十九条
283	第三十九条
284	第三十九条
285	第三十九条
286	第三十九条
287	第三十九条
288	第三十九条
289	第三十九条
290	第三十九条
291	第三十九条
292	第三十九条
293	第三十九条
294	第三十九条
295	第三十九条
296	第三十九条
297	第三十九条
298	第三十九条
299	第三十九条
300	第三十九条
301	第三十九条
302	第三十九条
303	第三十九条
304	第三十九条
305	第三十九条
306	第三十九条
307	第三十九条
308	第三十九条
309	第三十九条
310	第三十九条
311	第三十九条
312	第三十九条
313	第三十九条
314	第三十九条
315	第三十九条
316	第三十九条
317	第三十九条
318	第三十九条
319	第三十九条
320	第三十九条
321	第三十九条
322	第三十九条
323	第三十九条
324	第三十九条
325	第三十九条
326	第三十九条
327	第三十九条
328	第三十九条
329	第三十九条
330	第三十九条
331	第三十九条
332	第三十九条
333	第三十九条
334	第三十九条
335	第三十九条
336	第三十九条
337	第三十九条
338	第三十九条
339	第三十九条
340	第三十九条
341	第三十九条
342	第三十九条
343	第三十九条
344	第三十九条
345	第三十九条
346	第三十九条
347	第三十九条
348	第三十九条
349	第三十九条
350	第三十九条
351	第三十九条
352	第三十九条
353	第三十九条
354	第三十九条
355	第三十九条
356	第三十九条
357	第三十九条
358	第三十九条
359	第三十九条
360	第三十九条
361	第三十九条
362	第三十九条
363	第三十九条
364	第三十九条
365	第三十九条
366	第三十九条
367	第三十九条
368	第三十九条
369	第三十九条
370	第三十九条
371	第三十九条
372	第三十九条
373	第三十九条
374	第三十九条
375	第三十九条
376	第三十九条
377	第三十九条
378	第三十九条
379	第三十九条
380	第三十九条
381	第三十九条
382	第三十九条
383	第三十九条
384	第三十九条
385	第三十九条
386	第三十九条
387	第三十九条
388	第三十九条
389	第三十九条
390	第三十九条
391	第三十九条
392	第三十九条
393	第三十九条
394	第三十九条
395	第三十九条
396	第三十九条
397	第三十九条
398	第三十九条
399	第三十九条
400	第三十九条
401	第三十九条
402	第三十九条
403	第三十九条
404	第三十九条
405	第三十九条
406	第三十九条
407	第三十九条
408	第三十九条
409	第三十九条
410	第三十九条
411	第三十九条
412	第三十九条
413	第三十九条
414	第三十九条
415	第三十九条
416	第三十九条
417	第三十九条
418	第三十九条
419	第三十九条
420	第三十九条
421	第三十九条
422	第三十九条
423	第三十九条
424	第三十九条
425	第三十九条
426	第三十九条
427	第三十九条
428	第三十九条
429	第三十九条
430	第三十九条
431	第三十九条
432	第三十九条
433	第三十九条
434	第三十九条
435	第三十九条
436	第三十九条
437	第三十九条
438	第三十九条
439	第三十九条
440	第三十九条
441	第三十九条
442	第三十九条
443	第三十九条
444	第三十九条

(社会保険審査官及び社会保険審査会法)一部
改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十三条の規定 公布の日

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 この法律の施行の際現に從前の厚生省

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制化、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の便利性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）

附 則（平成二年五月一九日法律第七
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年七月四日法律第一〇
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一年二月二日法律第
一六〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一号 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

名されている者は、それぞれこの法律の施行の日に、新審査会法第三十条第一項又は第二項の規定により指名されたものとみなす。
(別に定める経過措置)

附 則（平成一四年一二月三日法律第
一五二号）抄

（施行期日）

附 則（平成一六年六月二日法律第七
六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日

(施行期日) 附 則（平成一四年一二月一三日法律第
一五二号）抄

（十九条第三項、第五十一条、第五十二条第一項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第二百五十二号）第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（平成十四年八月一日法律第一〇二号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から第一条、第五条及び第八条並びに附則第

附 則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）
（施行期日）

(その他の経過措置の政令への委任)
第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成十八年六月二一日法律第八
三号）抄**

（施行期日）

この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十九条から第一百三十三条までの規定

二 から四まで

公布の日

二 第九条、第十六条、第二十条、第二十三条
一条、第二十九条、第三十七条、第四十条及び
第四十六条並びに附則第三十九条、第四十
一条、第五十九条及び第六十七条から第七十二
条までの規定 平成十七年十月一日

(施行期日) ○四号抄 第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
二 附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第

二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第七条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。